○法務省告示第百十六号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百四十八条の規定に基づき調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

平成三十年四月十三日

法務大臣　上川　陽子

一　調査機関
　株式会社ファイブドライブ
二　電子公告調査を行う事業所の変更後の所在地
　東京都千代田区内幸町一丁目一番七号日比谷Ｕ一ビル五階
三　変更年月日
　平成三十年三月三十日

○農林水産省告示第八百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県加賀郡吉備中央町高富字広久保一一〇九の一、字竹ノ久保一一六五の一、一一六五の一二、一一六五の一三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市古呂々尾中字下河内二〇二、字杉カ垰二〇三、二〇五、二〇七、字イラタニ二〇四、字家ノ上二〇九、二二〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字下河内二〇二、字家ノ上二二〇
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岡山県備前市吉永町笹目字新田二九八の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町上桧木内字黒沢一四五の五、一四五の七から一四五の一〇まで、一四六の二、一四六の三、一五六の一、一五六の四、一五七の一、一五七の二、一六〇、一七一の一から一七一の三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字黒沢一五七の一・一七一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県大館市山田字双久三九、四〇、四二の一、四四の一、四六の一、四六の三、九六の二、九八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字双久三九・四二の一・四六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県土岐市鶴里町柿野字向島一九四七の一・一九四七の三・一九五三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九四七の一、一九四七の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県八戸市南郷大字島守字帳塚九の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県東牟婁郡北山村大字七色字田戸ノ谷四三八の三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅